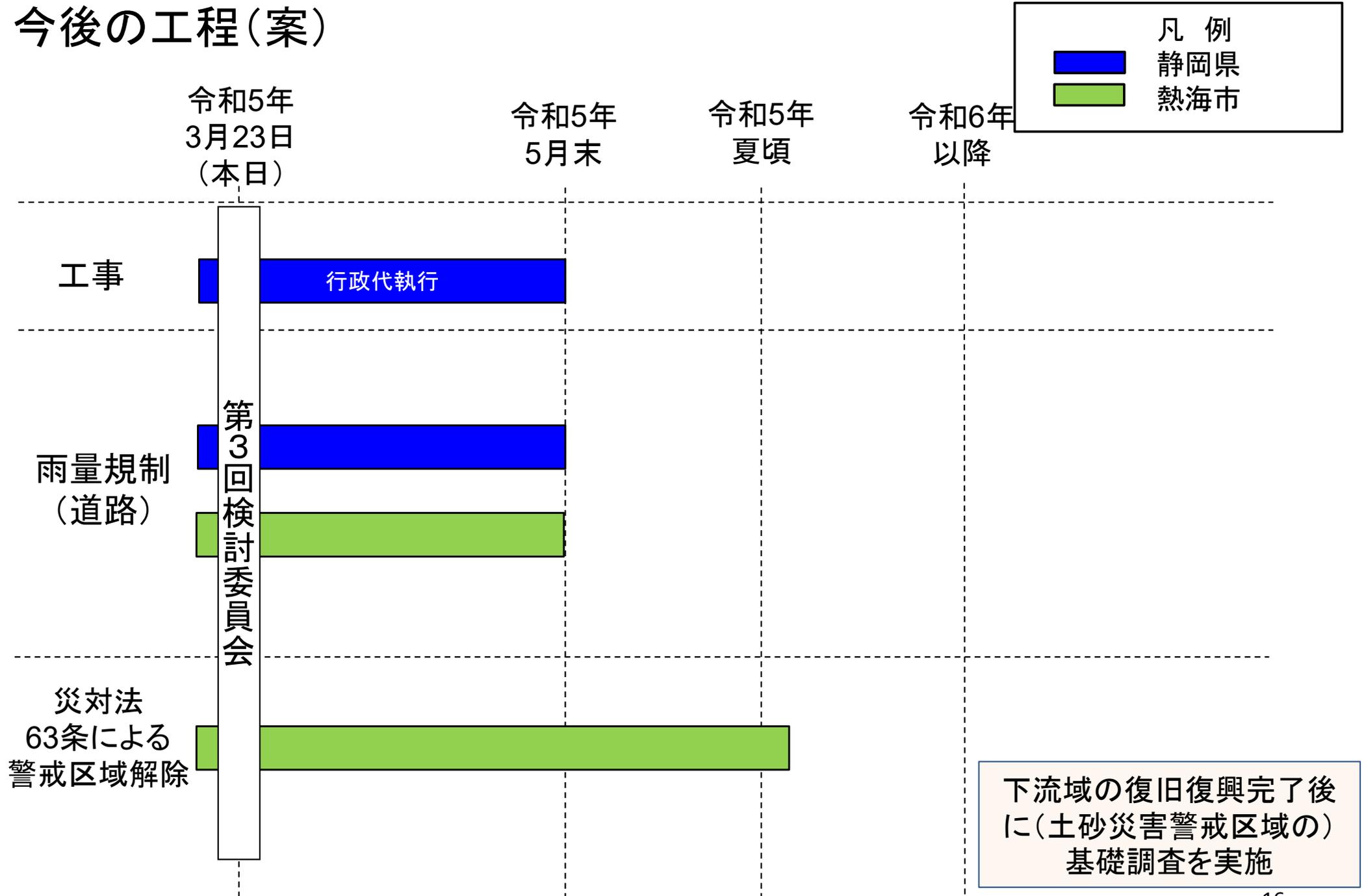


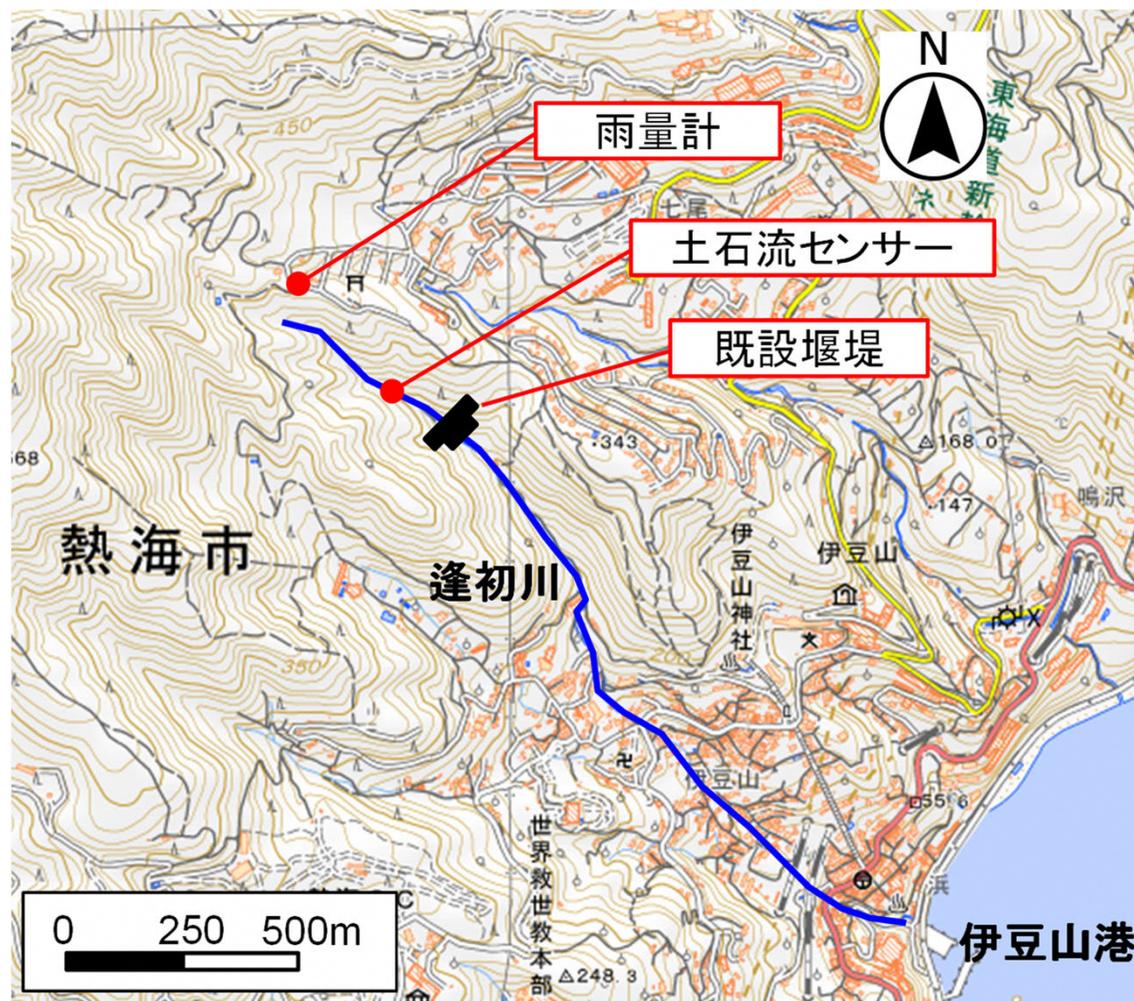
(3) 今後の土石流災害リスクへの対応について

今後の工程(案)



(3).1) 土石流災害対策後の計器観測について

- 行政代執行による土砂撤去のため、雨量計・土石流センサー以外の観測機器を順次撤去した。
- 雨量計・土石流センサーについては行政代執行後に撤去予定

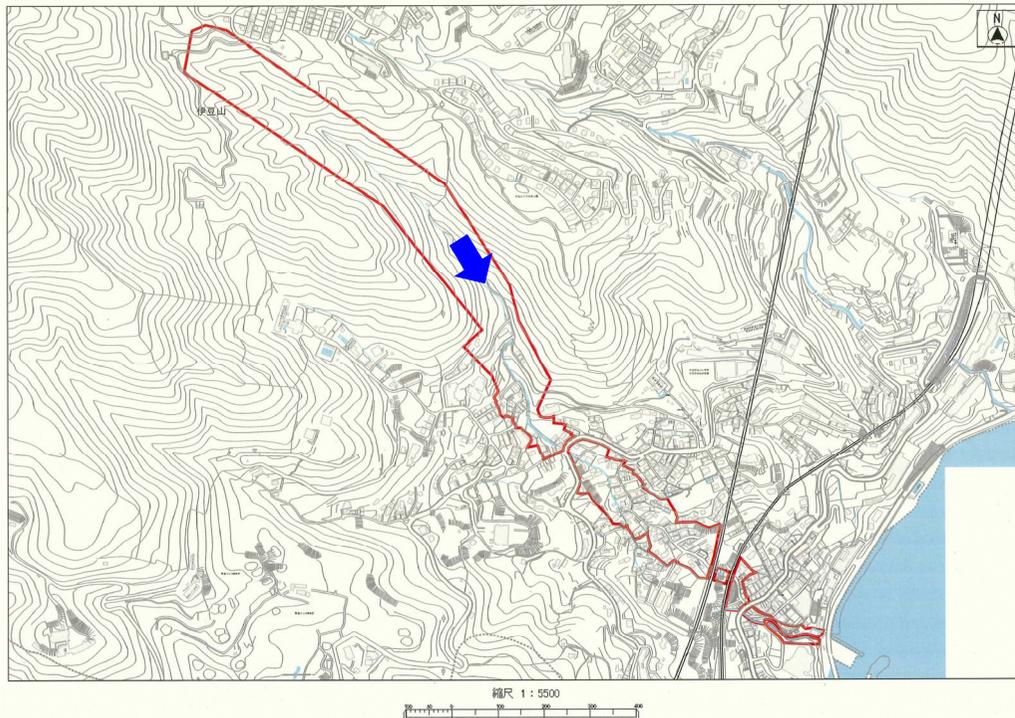


(3) .2) 熱海市が設定している警戒区域※について

※災害対策基本法第63条に基づく警戒区域

警戒区域設定の考え方

- 熱海市では、伊豆山土石流災害により多くの被害が発生したことを受け、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、熱海市は、内閣府、静岡県、熱海警察署などと協議し、令和3年8月16日に熱海市長が災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定した。
- 警戒区域は、仮に同程度の土石流が発生した場合に被害が予想される区域を中心に、土砂災害警戒区域や周辺地形等の状況を踏まえて範囲を設定した。
- 警戒区域は、市のホームページやメディア等を通じて公開するとともに、区域全体をロープ等により囲み、不特定多数に対して明示した。
- 警戒区域の監視は、熱海市が実施するほか、国、静岡県、熱海警察署等の協力を得て行っている



令和5年1月時点の警戒区域

(3) .2) 熱海市が設定している警戒区域※について

※災害対策基本法第63条に基づく警戒区域

警戒区域解除の考え方

- 熱海市が警戒区域を解除するには、区域内に一定の安全性が確保されることが大前提となる。
- 警戒区域の解除は、国が行っている新設堰堤が完成し、且つ、静岡県が行っている行政代執行により源頭部の不安定土砂の撤去が完了することが判断のタイミングとなる。
- 判断は、静岡県、熱海警察署などの関係機関の意見を聞き、熱海市長が判断する。
- 解除の区域は、全域を一括での解除とし、令和5年の夏の終わりまでの解除を予定している。
- 解除については、避難している方々の生活等への影響に配慮し、解除日を事前に告知する。
- ただし、解除された場合であっても、インフラなどの復旧状況により、段階的な帰還となる。(個別に連絡する)

警戒区域解除の進め方

- 国が行う新設堰堤の完成 (令和5年3月)
- 静岡県が行う源頭部の不安定土砂を撤去する行政代執行の終了 (令和5年5月)
- 関係機関からの意見聴取 (令和5年4月～)
- 警戒区域解除の事前告知 (警戒区域解除の3か月前～)
- 熱海市長による警戒区域の解除 (令和5年夏の終わりまでに解除)
- ライフライン等の復旧状況により順次帰還 (警戒区域解除の日から)

(3) .2) 熱海市が設定している警戒区域※について

※災害対策基本法第63条に基づく警戒区域

今後の監視体制

- 熱海市観光建設部の職員により、以下の体制を敷く。
- 当面の間、定期的な巡回による監視
- 台風の接近や大雨警報発表など悪天候が予想される前の巡回による監視
- カメラ設置による常時監視(警戒区域が解除されるまでの間)
- 静岡県熱海土木事務所、熱海警察署、熱海市消防本部、熱海市都市整備課、熱海市危機管理課との緊急連絡網による緊急時の対応

(3) .3) 国道135号、市道伊豆山神社線の雨量規制について

現在 : 源頭部の雨量基準値超過時又は土石流センサーに反応があった場合、通行止め
 変更後 : 源頭部の不安定土砂の撤去完了に合わせて、雨量規制の運用を終了する
 (雨量計・土石流センサーは令和5年5月末撤去予定)

通行規制基準

	時間雨量	連続雨量	土石流センサー
現状	10mm 以上 3時間 (又は20mm 以上)	100mm 以上	感知時
不安定土砂撤去 完了段階	—	—	—

通行規制の実績

日付	時間最大雨量	連続雨量	通行規制時間
令和3年8月15日	47.5mm	176mm	8/14 4時~7時 8/15 9時15分~18時50分
令和3年9月1日	28.5mm	103.0mm	9/2 0時~5時30分
令和4年7月19日	41.5mm	53.0mm	7/19 15時30~18時
令和4年8月13日	35.5mm	68.0mm	8/13 16時30分~19時30分

